

保育事業者さま必見！！



雇用の助成金のご案内

今年から保育事業者さまにとって、雇用の助成金が受給しやすいものが非常に増えております！！

※雇用の助成金とは

- 助成金の元になっているお金の財源は、事業主が納付している雇用保険料となっております。
- 国（厚生労働省）から支給される、原則返還することが必要の無いお金となっております。
- 支給されたお金の使途を報告する必要はなく、また支給されたお金は事業運営で何に使用しても構いません。（処遇改善費のように使い切る、職員に分配する、報告書を作成するなどの必要は一切ありません。）



私どもの事務所は、社会福祉法人や宗教法人で保育事業をしている顧問先が数あり、指導監査などにも同席を求められてきた経験もあります。保育業界の特有性を理解して、人事労務の管理を専門家の立場からサポートいたしております。

**ご依頼いただいている顧問先さまからは、
「助成金を受け取って、雇用の管理も安心で、とても助かっている」、
という私どもにとっては非常にうれしいお言葉をいただいています。**

助成金の申請例

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ・ 年度末までの契約職員で採用したが、翌年度には正職員に採用した。 | 60万円 |
| ・ パートで採用した人を人員配置の都合で、常勤的非常勤になってもらった。 | 60万円 |
| ・ 年度末までのパート契約で採用した人を、翌年度には契約期間をなくした。 | 30万円 |
| ・ 育児休業者のために代替を確保して、休業者が原職に復帰した。 | 50万円 |
| ・ 育児休業者のために育休復帰支援プランを作成し実施、その後原職復帰。 | 30万円×2 |
| ・ 男性職員に5日間の育児休業を与えた。 | 60万円 |



助成金を申請するために、就業規則の整備、制度の導入、書類作成や労務管理の整備など、必要なことがありますが、私どもがサポートをさせていただきますので、ご安心ください。

ちなみに！！（最新情報のご案内）

平成28年9月26日から始まる臨時国会で、保育事業者だけに向けた助成金が新しくできる雇用保険法の改正案が盛り込まれております。概略は、就業規則を変更して賃金制度を整備したら50万円を助成するものです。

（ご注意：現時点では、改正案はまだ決定しておりませんので、この情報の取扱いにはご注意ください。）

ぜひとも、「助成金」と「中田人事事務所」とを上手に活用して、保育運営に役立ててください！！

お気軽にお電話ください。 TEL：079-335-2531

社会保険労務士事務所 中田人事労務事務所
姫路市夢前町菅生潤1974-130

メインサイト <http://www.sr-nakata.jp/>
情報提供サイト <http://www.sr-nkt.com/>



※すでに手続きなどで他の社労士にご依頼されていても、保育業界に精通、特化した私どもへ部分的に相談のみをお受けすることもできますので、ご相談ください。

※助成金の申請過程で、不正な内容が見受けられた際はご依頼をお断りさせていただくケースがあります。

※ご依頼に関する相談、お見積りなどについては、無料でお話をお聞きいたしております。

※ご相談を頂いても、契約を迫ったりは致しません。安心してご連絡を下さい。